

寒川町女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める
規則をここに公布する。

平成 28 年 2 月 26 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第 2 号

寒川町女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成27年政令第318号）第1条第2項の規定に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第15条第1項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で規則で定めるものは、次の表の左欄に掲げるものとし、それぞれ同表の右欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。

寒川町長	寒川町長が任命する職員
寒川町議会議長	寒川町議会議長が任命する職員
寒川町選挙管理委員会	寒川町選挙管理委員会が任命する職員
寒川町代表監査委員	寒川町代表監査委員が任命する職員
寒川町消防長	寒川町消防長が任命する職員
寒川町農業委員会	寒川町農業委員会が任命する職員

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。